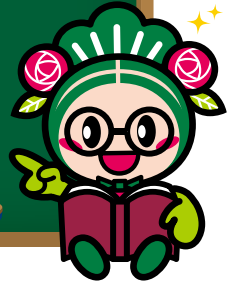


マッキーの防災教室

第8回 「災害発生時の支援と日頃からの取り組み」

皆さんこんにちは。先月に発生した豪雨により西日本では甚大な被害が発生しました。大雨による災害は、どこでも発生する可能性があります。まずは、自分の住んでいる地域の被害想定について把握し、災害発生が予想される場合にとるべき行動について確認してください。また、災害発生時の避難に支援が必要な人への対応について、地域で守る『共助』の取り組みを広げていきましょう。



避難行動要支援者制度とは

東日本大震災で避難に支援が必要な人が大勢亡くなったという教訓から、災害対策基本法が一部改正され、避難について特に支援が必要な人の名簿をあらかじめ作成し、地域の支援者との間で情報を共有し、利用することが出来る「**避難行動要支援者制度**」が始まりました。

市では災害時の避難に支援を必要とする要支援者の情報を掲載した「**避難行動要支援者登録名簿**」を作成し、市の関係部局や地域の支援者へ事前に提供しておき、いざと言うときに備えてもらう取り組みを行っています。



要支援者名簿に載る対象は？

▶避難行動要支援者制度対象者

- 生活の基盤が自宅にある人のうち以下のいずれかに該当する人
- 介護保険における要介護認定3以上の人
 - 身体障害者手帳2級以上または療育手帳Aを所持している人
 - 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人
 - 難病患者 ○その他災害時の避難に支援が必要な人



個人情報の提供については、事前に市から同意確認書で確認していて、支援者へ提供される名簿には、同意した要支援者の情報が載るんですよ。災害時に避難の支援が必要で名簿への登録を希望する場合や、制度についての疑問は、危機管理課まで連絡してなっ！



知っておいてほしいこと

本制度は地域の支援者やご近所の助け合いを基本としています。支援者も被災者となるため、自分の命や家族・親族の安否確認が最優先となります。災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではありません。また、地域の支援者は何らかの義務を負うものではありません。



地域の支援者は、町会・自治会の人や自主防災組織、民生委員児童委員、地区福祉委員、消防団、松原市社会福祉協議会の人たちですよ。要支援者の皆さんは、左記のことを踏まえて、同意について検討してなっ！



支援者の勉強会の様子

地域の支援者が集まり要支援者に対してどのような配慮が必要か体験する勉強会を実施しました。



紹介した写真は7月11日に開催された堀地域福祉委員会主催の勉強会の様子やで！災害時に重要なのは地域の『共助』やで！